

## 静岡県労働委員会告示第1号

令和元年5月16日、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定した。

なお、平成27年静岡県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和元年5月24日

静岡県労働委員会会長 安間 龍彦

- 1 地方公営企業の名称  
静岡県企業局
- 2 組合の名称又は表示  
静岡県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤務箇所                               | 労働組合法第2条第1号に規定する者  |
|------------------------------------|--|
| 本庁<br>経営課<br>水道企画課<br>地域整備課        | 次長、局参事<br>課長、課参事、課技監、課長代理、局付主幹、検査監、<br>総務班長、企画財務班長、主幹（企画財務班に限る。）<br>課長、課参事、課技監、課長代理<br>課長、課参事、課技監、課長代理 |
| 出先機関<br>静岡県企業局東部事務所<br>静岡県企業局西部事務所 | 所長、次長、技監、支所長、総務課長、出張所長<br>所長、次長、技監、支所長、総務課長、出張所長   |